

蓮田市建設工事請負競争入札参加者格付要領

(令和8年8月14日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、蓮田市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する要綱
(令和5年7月18日市長決裁。以下「要綱」という。)第11条に基づく格付の
実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第2条 格付は、第3条に規定する資格審査数値を基に、第6条に規定する格付基準
に従って業種ごとに行うものとする。

(資格審査数値)

第3条 資格審査数値は、第4条に規定する客観的事項の審査数値とする。ただし、
資格審査の申請日において、本店、支店又は営業所が蓮田市内にある者(以下「市
内業者」という。)については、第5条に規定する主観的事項を適用するものとす
る。

(客観的事項の審査数値)

第4条 客観的事項の審査数値は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条
の23に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

ただし、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同
組合のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証
明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例
を希望する者(以下「官公需適格組合」という。)については、次のとおり取り扱
うものとする。

1. 官公需適格組合

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員(当該組合の理事
並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同
じ。)の次に掲げる事項の合計値を用いて、平成20年国土交通省告示第85
号(以下「告示」という。)第2に規定する基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目(社会性等)の評点は、当該組合と5以内の
組合員の告示第2に規定する当該評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入
した数値)とする。

(主観的事項)

第5条 主観的事項の審査の結果に係る数値は、次表のとおり区分し、数値を第4条
に規定する客観的事項の審査数値に加えるものとする。

項目	要件	評点
地域加算	次のいずれかに該当していること。	
	(1) 本店の所在地が蓮田市内であること。 (2) 支店又は営業所の所在地が蓮田市内であること。	5 0 2 5

(格付基準)

第6条 格付の等級は、次表の区分によるものとする。

格付	審査数値
A級	9 0 0 点以上
B級	8 0 0 点以上 9 0 0 点未満
C級	7 0 0 点以上 8 0 0 点未満
D級	7 0 0 点未満

(格付の変更)

第7条 要綱第13条に規定する参加資格の有効期間内は、格付の変更は行わないものとする。

(名簿の公表)

第8条 競争入札参加資格者名簿は、その有効期間中、蓮田市公式ホームページにおいて公表する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和9・10年度の資格審査から適用する。